

長崎外国語大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び長崎外国語大学学則(以下「学則」という。)第36条の規定に基づき、長崎外国語大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学科 学士(国際コミュニケーション)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第35条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議を経て卒業を認定したときは、学位を授与し、別紙様式による学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「長崎外国語大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別紙様式

(A 版横・縦書き)

第 号	長崎外国語大学長 氏 名	年 月 日	大学印	氏 名	年 月 日生	卒業証書・学位記
本学外国語学部国際コミュニケーション学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(国際コミュニケーション)の学位を授与する						